

第四十八回国会 院 国際労働条約第八十七号等特別委員會議録 第二号

昭和四十年四月六日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 大橋 武夫君

理事 坂田 道太君

理事 田村 元君

理事 藤枝 泉介君

理事 多賀谷貞稔君

秋田 大助君

飯谷 忠男君

澁谷 直藏君

床次 徳二君

濱田 幸雄君

河野 密君

安井 吉典君

栗山 礼行君

理事 田中 龍夫君

理事 中野 四郎君

理事 小林 進君

理事 野原 覺君

荒木萬壽夫君

藏内 修治君

田中 正巳君

八田 貞義君

有馬 輝武君

村山 喜一君

山田 耻目君

吉川 兼光君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

労働大臣 石田 博英君

自治大臣 吉武 恵市君

國務大臣 増原 恵吉君

本日の會議に付した案件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めの件(条約第一号)

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○大橋委員長 これより會議を開きます。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案の各案件を議題といたします。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

理由

千九百四十八年七月九日に国際労働機関の總會で採択された結社の自由及び団結権の保護に関する条約は、労働者及び使用者の結社の自由を保障し、団結権を保護することを目的としており、その趣旨は望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)

国際労働機関の總會は、理事會によりサン・フランシスコに招集されて、千九百四十八年六月十七日にその第三十一回會期として會合し、この會期の議事日程の第七議題である結社の自由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式により採択することを決定し、

国際労働機関憲章の前文が、「結社の自由の原則の承認」は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段であると宣言していることを考慮し、フィラデルフィア宣言が、「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない」とことを再確認していることを考慮し、

国際労働總會が、その第三十回會期において、国際的規制の基礎となる原則を全会一致で採択したことを考慮し、

国際連合總會が、その第二回會期において、この原則を是認し、かつ、一又は二以上の国際条約を採択することができるようあらゆる努力を続けることを国際労働機関に要請したことを考慮し、

次の条約(引用に際しては、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約と称することができ)を千九百四十八年七月九日に採決する。

第一部 結社の自由

第一条 この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、次の諸規定を実施することを約束する。

第二条

労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなく、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条

1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。

2 公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控へなければならない。

第四条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて解散させられ又はその活動を停止させられなければならない。

第五条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び總連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は總連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

第六条

この条約第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び總連合に適用する。

第七条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び總連合による法人格の取得については、この条約第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならない。

第八条

1 この条約に規定する権利を行使するに当たつては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。

2 国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するようなものであつてはならず、また、これを阻害するよう適用してはならない。

第九条

1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。

2 国際労働機関憲章第十九条に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第十条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

第二部 団結権の保護

第十一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができ、これを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

第三部 雑則

第十二条

1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准と同時に又はその後なるべくすみやかに、次の事項を述べた宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

- (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えることなく適用することを約束する地域
(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
(d) 当該加盟国が決定を留保する地域
1 (a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。
3 いずれの加盟国も、1 (b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
4 いずれの加盟国も、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる

宣言を事務局長に通知することができる。

第十三条

1 この条約の主たる事項がいずれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係について責任をもつ加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2 この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

- (a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国
(b) 国際連合憲章又はその他によつて国際機関が施政の責任をもつ地域については、その国際機関
3 1及び2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でのこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。
4 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。
5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用に関する現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第十四条 最終規定

第十五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。
1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

第十六条

1 この条約を批准した各加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

第十七条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。
2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約で効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十八条

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務局長に通知しなければならない。

第十九条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が満了すること、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない。また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第十六条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。
(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。
2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十一条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。
以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて千九百四十八年七月十日に開会を宣言されたその第三十一回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。
以上の証拠として、われわれは、千九百四十八年八月三十一日に署名した。
総会議長
ジュースタン・ゴダール
国際労働事務局長
エドワード・フィラーン

法律

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律
公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「職員」の組合(第四條一第七條)を「労働組合(第四條一第七條)」に改める。

第三中「労働組合(以下組合という。)並びに労働関係及びその調整」を「労働関係に改め、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四第一項」と、「及び」、「第十一第一項中」この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」とを削り、同条に次の一項を加える。

2 職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。)に関する労働関係法第五第一項及び第十一第一項の規定による労働委員会の権限は、政令で定める区分により、公共企業体等労働委員会又は労働委員会が行なう。

### 第二章 労働組合

#### (職員の団結権)

第四 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 公共企業体等労働委員会は、組合について、職員のうち労働関係法第二第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

#### 第五 組合及び第六 削除

#### (組合のための職員の行為の制限)

第七 職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、公共企業体等の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、公共企業体等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、公共企業体等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてつぱら従事する期間は、第二第二項第一号の職員については当該公共企業体の職員としての在職期間を通じて三年をこえることができず、同項第二号の職員については同号の職員としての在職期間を通じて三年(その職員が国家

公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある者であるときは、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

第八中「第四第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の」を削る。

第十七第一項前段中「その組合は、」を「組合は、公共企業体等に対して」に改め、同項後段中「職員の下に」並びに組合の組合員及び役員を加える。

第二十一第二項第二号を次のように改める。

二 職員、公共企業体の役員又は組合の組合員

若しくは役員

第四十第一項中「(第四第一項但書に規定する者を除く。)」及び「(昭和二十二年法律第二十号)を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

#### 附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に改正前の第四第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の規定により定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により公共企業体等労働委員会が認

定したものとみなす。

第三条 改正前の第七條に規定する事項については、改正後の同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (日本専売公社法の一部改正)

第五条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五第二項ただし書を削る。

第二十六中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

#### (日本国有鉄道法の一部改正)

第六条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二第二項ただし書を削る。

第三十五中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

#### (日本電信電話公社法の一部改正)

第七条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十四第二項ただし書を削る。

第三十六中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

#### (国家公務員等退職手当法の一部改正)

第八条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第七第四項中「その月数の二分の一に相当する月数」の下に「(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をすることを要しなかつた期間については、その月数)」を加える。

#### 理由

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに伴い、公共企業等の職員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

第四中「第七第一号但書」を「第五第二項第八号、第七第一号ただし書を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 労働委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。)について、職員のうち労働関係法第二第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

第六を次のように改める。

#### (組合のための職員の行為の制限)

第六 職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、地方公営企業の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、地方公営企業が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、地方公営企業は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五條の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)を

こえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

第七条を次のように改める。

(団体交渉の範囲)

第七条 第十三条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

第十一條第一項前段中「職員の労働組合は、」を「組合は、地方公営企業に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。

第十二條第二項を削る。

第十三條を次のように改める。

(苦情処理)

第十三條 地方公営企業及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理

に関する事項は、団体交渉で定める。

第十五條第四号を次のように改める。

四 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお労働争議が解決しない場合において、関係当事者の一方が仲裁の申請をしたとき。

第十六條中「第十條の規定は当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

仲裁裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

また、地方公共団体の長は、当該仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十條の規定を準用する。

第十六條の次に次の二條を加える。

(第五條第二項の事務の処理)

第十六條の二 第五條第二項の規定による労働委員会の事務の処理には、公益を代表する委員のみが参与する。

(不当労働行為の申立て等)

第十六條の三 第十二條の規定による解雇に係る労働組合法第二十七條第一項の申立てがあつた場合において、その申立てが当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、労働委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

第十二條の規定による解雇に係る労働組合法第二十七條第一項の申立て又は同条第五項若しくは第十一項の再審査の申立てを受けたときは、労働委員会は、申立ての日から二月以内に命令を発するようにならなければならない。

第十七條を次のように改める。

(小規模の地方公営企業の職員)

第十七條 地方公営企業法第三十九條第一項の規定は、地方公営企業(同法第四章の規定が適用

されるものを除く。)に勤務する職員について準用する。

2 地方公営企業法第三十七條、第三十八條及び第三十九條第二項の規定は、前項に規定する職員(同法第三十七條第一項の政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。)について準用する。

附則 附則第四項中(昭和二十五年法律第二百六十一号)を削り、「第十條」の下に、「第十一條」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五條第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の条例で定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第三条 改正前の第六條(改正前の附則第四項において準用する場合を含む。)に規定する事項については、改正後の同条(改正後の附則第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公営企業法の一部改正)

第五條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條を次のように改める。

(職員の労働関係の特例)

第三十六條 地方公営企業に従事する職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の定める

ところによる。

第三十七條第一項中「企業職員」を「第十五條の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」に改める。

第三十九條を次のように改める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 第三十六條の職員については、地方公務員法第三十七條、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで及び第五十八條並びに行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)の規定は、適用しない。

2 企業職員については、地方公務員法第五條、第八條(第一項第五号、第三項及び第四項を除く。)、第二十三條から第二十六條まで、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項及び第四十五條第二項から第四項までの規定は、適用しない。

理由

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに伴い、地方公営企業の職員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

国家公務員法目次中「人事院」を「中央人事行政機関」に、「第八節 退職年金制度」を「第八節

退職年金制度」に改める。

職員団体

第一条第三項中、「人事院規則又は人事院指令」を「又はこの法律に基づく命令」に改める。

第二項第三項第四号の二を削り、同項第八号中「総理府総務長官を削る。

「第二章 人事院」を「第二章 中央人事行政機関」に改める。

第三条の見出しを「(人事院)」に改め、同条第二項中「国家公務員に関する事務を掌理するため、」を削り、「内閣総理大臣」を「内閣」に改め、同条第三項を次のように改める。

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する報告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事財政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

第三条第四項中「この法律」を「法律」に改め、「その定める手続により、」を削り、同条第一項を削る。

第十二条第六項第二号を次のように改める。

二 削除

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第十二条第六項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

第十三条第三項後段中「この法律を完全に実施するため」を削り、同条第四項を削る。

第十四条第一項中「この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し、」この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い、及び人事主任官会議の議長」を削り、同条第二項を削る。

第十六条第一項中「この法律の執行に必要なる事項について」を「その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に調査すること

ができる。

第十八条の次に次の一条を加える。

(内閣総理大臣)  
第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

内閣総理大臣は、前項に規定するものほか、各行政機関がその職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務をつかさどる。

第十九条第一項及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(権限の委任)

第二十一条 人事院又は内閣総理大臣は、それぞれ人事院規則又は政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関をして行なわせることができる。この場合において、人事院又は内閣総理大臣は、当該事務に関し、他の機関の長を指揮監督することができる。

第二十二條第三項中「前二項を」前項」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条の見出しを「(人事管理官)」に改め、同条第一項中「人事院規則」を「政令」に、「人事主任官」を「人事管理官」に改め、同条第二項中「人事主任官」を「人事管理官」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力につとめなければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六條 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に調査すること

第二十六條 削除

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第五十六條ただし書を削る。

第七十一条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第一項第一号の事項については、人事院(第七十二条第二項を次のように改める。

前項の勤務成績の評定の手続及び記録に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十三条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第一号中「教育訓練」を「研修」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」(同項第一号の事項については、人事院)に改める。

第八十二条第一号中「人事院規則」を「この法律に基づく命令」に改める。

第八十六条中「人事院又はその職員の所轄庁の長」を「人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第八十八条中「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第九十七条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第九十八条の見出し中「職員の団体」を「争議行為等の禁止」に改め、同条第二項から第四項まで、第七項及び第八項を削る。

第百条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第一項中「人事院規則」を「法律又は命令」に改め、同条第三項を削る。

第百四条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、第三章中第八節の次に次の一節を加える。

第九節 職員団体

第百八条の二 この法律において「職員団体」と

は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位ある職員又は機密の事務を取り扱う職員(以下「管理職員等」という)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。

警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体の登録)

第百八条の三 職員団体は、人事院規則で定めるところにより、理事その他の役員(氏名及び人事院規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。

職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

五 理事その他の役員に関する規定

六 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に関する規定

十 解散に関する規定

職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員を選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実とその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合団体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体については、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員を選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実、かつ、現実、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する判決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員に与えておけること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場

合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体になくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(法人たる職員団体)

第八八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができ。民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四条に規定する法人に関する規定(民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く)は、本条の法人に於て準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替へるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」

とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第六十八條第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替へるものとする。

(交渉)

第八八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに應ずべき地位に立つものとする。職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

職員の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象となることができない。職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは國の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ。本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中に

おいても行なうことができるものとする。職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第八八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員として同法第七條第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体に對する正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。



第九百九条第十四号を削る。

第一百十條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第一百十條第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第一百十條第一項第十七号中「第五項」を「第二項」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十 第一百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第一百十條中「第一百十條第一項第一号」を「前条第一項第一号、第三号」に、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」の下に「(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の国家公務員法(以下「旧法」といふ。)の規定に基づく登録をされた職員団体は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、改正後の国家公務員法(以下「新法」といふ。)第百八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第百八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、前項の規定による登録の申請をしないもの取扱ひについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱ひについては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新

法第百八条の五の規定の適用があるものとする。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第百八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事することができる。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。

8 この法律の施行前に法令の規定に基づいて人事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してした請求その他の行為で、この法律の施行後は内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がし

た決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してした請求その他の行為とみなす。

9 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

(内閣法の一部改正)  
第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに従来の各省大臣及び國務大臣の定数以内」を「及び十七人以上」に改める。

(総理府設置法の一部改正)  
第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事行政に關する事務

第四条中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 各行政機關が行なう國家公務員等の人事管理に關する方針、計画等に關し、その統一保持上必要な総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「賞勳局」を「人事局」に改める。

第五条の二第一項中「恩給局」を「人事局及び恩給局」に、「一人」を「各一人」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(人事局の事務)  
第六条の三 人事局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國家公務員に關する制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二 國家公務員等の人事管理に關する各行政機關の方針、計画等の総合調整に關すること。

三 一般職の國家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に屬するものを除く)に關すること。

四 國家公務員等の退職手当に關すること。

五 特別職の國家公務員の給与制度に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、國家公務員等の人事行政に關する事務(他の行政機關の所掌に屬するものを除く)に關すること。

第十四条の二の次に次の一条を加える。  
(公務員制度審議會)  
第十四条の三 本府に、公務員制度審議會(以下この条において「審議會」といふ。)を置く。

2 審議會は、内閣総理大臣の諮問に応じて、國家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員等の労働關係の基本に關する事項について調査審議し、及びこれらの事項に關して内閣総理大臣に建議する。

3 審議會は、学識経験のある者、國、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに國、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する二十人以上の委員で組織する。

4 前二項に定めるもののほか、審議會に關して必要な事項は、政令で定める。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「充てることができる」と「充てる」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二條中、總務副長官及び總務長官秘書官を「及」及び總務副長官に改める。

第二十三條中、「總務長官秘書官」を削り、「三千九百七十四人」を「三千九百八十二人」に改める。

(大藏省設置法の一部改正)

第五号 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第八号中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を一号ずつ繰り上げる。

第四十九号第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五四人」に、「六七、二〇人」を「六七、二〇五人」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第六号 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七号第四項中「公共企業体等労働関係法」を「同法第八号の六第一項ただし書若しくは公共企業体等労働関係法」に改め、「規定する事由」の下に「又はこれらに準ずる事由」を加える。

第八号第一項第三号中「第九十八号第六項」を「第九十八号第三項」に改める。

(その他の法律の改正等)

第七号 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九号中、「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「総理府総務副長官」を加える。

第四十二号第二項中、「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「総理府総務副長官」を加える。

第八号 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「国家公務員法第十六条の人事委員会規則」を「人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)」に改める。

第九号 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十号第三号中「第九十八号第二項の職員の組合その他の団体」を「第九十八号の二第一項の職員団体」に改める。

第十号 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二号 公共企業体等労働関係法の一部を次のように改正する。

第四十号第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に、「第九十八号(第一項及び第四項を除く。)」を「第九十八号第二項及び第三項」に、「第九十九号第一項及び第二項」を「第九十九号第一項及び第二項」に改める。

第十三号 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一号第二項中「人事院規則」を「命令」に改め、「人事院の規則」を削る。

第十四号 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十号第一項中、「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「総理府総務副長官」を加える。

第十五号 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の一とする。

第三条第三項及び第四項、第九号、第十号並びに第十三号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一中「総理府総務長官」を削る。

第十六号 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八十九号第一項第一号中、「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「総理府総務副長官」を加える。

第十七号 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育訓練」を「研修」に改める。

第十八号 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五号第一項第二号及び第二十九号第六号第一項第二号中「第九十八号」を「第九十八号の四」に改める。

第十九号 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号中「休暇の日」を「許可を受けて勤務しなかつた日」に改める。

第二十号 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「人事院規則」の下に、「政令」又は「命令」を加える。

第二十二号 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七号第二項及び第十八号第二項中「その職員」を「その職員の長」に改める。

第二十三号 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号中「第九十八号(職員)の団体」を「第九十八号の二(職員)の団体」に改める。

第二十四号 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項後段中「人事院規則」を「政令」に、「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に改める。

第二十五号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七号 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九号第四項中「第九十八号」を「第九十八号の二」に改める。

第二十八号 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八号第四号ロ中「第九十八号第二項」を「第九十八号の二」に改める。

第二十九号 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び内閣官房副長官」を「内閣官房副長官及び総理府総務副長官」に改める。

理由

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際し、国家公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行ない、あわせて国家公務員に関する人事管理の責任体制を確立するため、総理府に内局として人事局を設ける等の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員法の一部を改正する法律案



地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるものを除くほか、法律に基つきその権限に属せしめられた事務

第八條第七項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十五條中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第五十三條第一項を次のように改める。

事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録申請することができる。

第五十三條第二項第二号中「業務」を「目的及び業務」に改め、同項第五号中「代表者」を削り、同条第三項中「その構成員たるすべての職員」を「すべての構成員」に、「全員の多数決」を「全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）」に、「単位職員団体の連合体」を「連合体である職員団体」に、「多数決」を「投票者の過半数」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する判決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめておけること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

第五十三條第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「規約を変更したときは」を「規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは」に、「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に、「第一項後段」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録

し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事委員会又は公平委員会は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行わなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 登録を受けた職員団体は、法人となす旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となすことができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替へるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替へるものとする。

第五十五條第一項を次のように改める。

地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団

体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

第五十五條第四項を削り、同条第三項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

第五十五條第二項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間に行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団

7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切るこゝとができる。

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中において行なうことができる。  
第五十五条の次に次の一条を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつばら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてつばら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員としてつばら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六條第一項ただし書（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務にもつばら従事したことがある職員については、三年からそのもつばら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務行ない、又は活動してはならない。

第五十八条第三項中「労働基準法第二条、」の下に「第二十四条第一項、」を、「第三十七条中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三条第一項」を加える。

第六十条第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。附則第五項中「第十項」を「第十二項」に改める。附則に次の一項を加える。

(地方自治法附則第八條に規定する職員)

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二条第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の地方公務員法（以下「旧法」といふ。）第五十三条第一項の規定により登録を受けた職員団体は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、改正後の地方公務員法（以下「新法」といふ。）第五十三条の規定による登録の申請をすることができ、この場合において、人事委員会又は公平委員会は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第五十三条第一項の規定による登録をした旨又はしない旨の通告をしなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三条第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないもの取扱については、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五条の規定の適用があるものとする。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五条の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができる。

(教育公務員特例法の一部改正)  
第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中、「第三十八條及び第五十二條」及び「第三十八條」に改める。

第二十一條の三の次に次の一條を加える。

(公立学校の職員団体)  
第二十一條の四 地方公務員法第五十三條及び第五十四條並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）附則第二條の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二條第一項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめておること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておることを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国立学校の職員に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)  
第四条 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項前段中「この法律」の下に「（第十七條を除く。）及び地方公営企業法第三十七條から第三十九條までの規定」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十九條第一項中「第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで」とあるのは、「第四十九條まで」と読み替へるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)  
第五条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「第五十二條第三項」を「第五十二條第一項」に改める。

(労働金庫法の一部改正)  
第六条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号中「職員団体の組織」を「職員団体」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百二十六條の四に次の一項を加える。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第五十二條の職員団体の事務についても従事する前項に規定する組合員については、当該職員団体を国家公務員法第百八條の二に規定する職員団体とみなして第九十九條第四項の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八條 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十三條第四項中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)」を削る。

第百四十二條第二項の表第百十三條第四項の項中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條の六の職員団体を含む。)」を削り、「第九十八條」を「第九十八條の二」に改め、同條に次の一項を加える。

6 地方公務員法第五十二條の職員団体の事務にもつばら従事する国の職員である組合員について第二項の規定を適用する場合においては、同項の表中「国家公務員法第百八條の二」とあるのは、「地方公務員法第五十二條」とする。

理由  
結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することと併せて、地方公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大橋委員長 これより順次その趣旨の説明を求めます。

まず、外務大臣権名悦三郎君。

○権名國務大臣 たいだいま議題となりました結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるとの件につきまして提案理由を御説明いたします。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約は、一九四八年七月九日に、国際労働機関の総会の第三十一次会期においてサンフランシスコで採択されたものであります。

この条約は、その前文にもありますとおり、国際労働機関憲章が、結社の自由の原則を労働条件の改善、平和の確立等の手段であるとしていることにかんがみ、この原則を国際的規制のもとに確保することを目的として作成されたものであり、条約に規定された内容は、団体の設立及び加入の自由、団体の自主運営、団体の停止及び解散に対する保障、連合及び国際的団体の設立及び加入の自由、法人格の取得に対する保障等、労働者及び使用者の結社の自由を保障し、その団結権を保護することに於いての一般的な原則を定めたものであります。

わが国におきましては、憲法、労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法等によって、条約の規定する保障はおおむねこれを確保しているものであります。代表者選出の自由等についてはこれを本条約の規定に適合させるため、現在国会に關係諸法律の改正法律案を提案しているところでありまして、これらの成立につき御承認を得た際には、この条約の規定はわが国において完全に実現されることとなりますので、このことを条約の批准によって世界に示し、国際的な規制のもとに右の諸原則の実施を確保いたしますことは、わが国の労働関係における正常な労働慣行を確立する上からも、また、労働問題の分野におけるわが国の国際的地位を高める上からも、きわめて有意義であると信じます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○大橋委員長 次に、労働大臣石田博英君。

○石田國務大臣 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府としましては、自由にして民主的な労働組合の発展を期するという労働政策の基本的な立場から結社の自由及び団結権の保護に関する条約を批准する方針を定めたのであります。これに伴い、公共企業体等労働関係法及び地方公営企業労働関係法中、職員でなければ組合の組合員または役員になることができない旨の規定その他団結権に関する規定を改正する必要があるものであります。また、これらの規定を改正するにあたっては、これに関連して公共企業体等及び地方公営企業等の業務の正常な運営を確保するため公労法及び地公労法の關係諸規定について所要の整備を行なうことといたし、本法律案を提案することといたした次第であります。

以下、両法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の公労法第四條第三項及び地公労法第五條第三項は、職員でなければ、組合の組合員またはその役員となることができない旨を定めておりますが、これらの規定は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約第二條に定める労働者団体の自由な選出に関する規定に抵触いたしますので、これらの規定を削除することといたしてあります。

第二に、公労法第四條第一項ただし書き及び地公労法第五條第一項ただし書きに、管理監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱ふ者は、労働組合を結成し、またはこれに加入することができない旨の規定がありますが、この規定も、この際、条約第二條の趣旨にかんがみ削除することといたしてあります。

第三に、前に述べました公労法第四條第三項、地公労法第五條第三項を削除することに関連して、争議行為を共謀、教唆、扇動することを禁止される者の範囲に職員以外の組合員及び役員を加えることといたしてあります。

第四に、現行公労法及び地公労法におきましては、職員でなければ組合の役員となることができないこととされておることに対応して、当局は、職員が職員としての身分を持ちながら、労働組合の役員としてもつばら組合の業務に従事することを認めることができる旨の規定が設けられておりますが、本改正案におきまして右の制限規定を削除することといたしてあります。これに関連して、これらの職員が、本来はその職務に専念する義務を保有する者であることにかんがみ、この在籍専従に関する規定を改正いたしました。職員は労働組合の業務にもつばら従事することができないという原則を規定するとともに、当局が相当と認めて許可した場合は、その者の職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲において、役員として組合の業務にもつばら従事することができるととし、さらに、この許可を受けた者は、その許可が効力を有する間は休職者とし、その期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないことを明定することといたしてあります。しかしながら、この点については、別途附則において、法律施行の日から二年間は、なお従前の例により在籍専従を認めることができるという経過措置を講ずることといたしてあります。

以上が公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案を提案するに至った理由及びその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○大橋委員長 次に、國務大臣増原恵吉君

○増原國務大臣 たいだいま議題となりました国家公務員の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

理由  
結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することと併せて、地方公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この改正案は、結社の自由及び団結権の保護に  
関する条約(第八十七号)を批准することとするに  
際しまして、国家公務員の団結権に関する規定を  
改正いたしますとともに、これに関連して所要の  
規定の整備を行ない、あわせて、国家公務員の人  
事管理に関する責任体制を確立するため、中央人  
事行政機構の改編整備を行なおうとするものであ  
ります。

現行の国家公務員法のもとにおきましては、職  
員団体の役員は、すべて職員の中から選任すべき  
ものとされ、職員でない者が職員団体の代表者と  
なることが認められず、また、消防庁の職員は警  
察職員等と同様その団結が禁止されているのであ  
ります。これらの点は、職員の自由な団結及び  
その代表者の自由選出等条約の保障をしようとし  
る団結権の原則に沿わないものと認められます。こ  
の際、条約の趣旨に適合するように現行制度  
を改正するとともに、これに関連して職員団  
体に関する所要の規定を整備することといたしまし  
た。また、今後における当局と職員団体との間に  
正常な労働関係を維持確立するためには、職員団  
体について期待される自主性、責任性の確立と対  
応して、当局側についてもその人事管理に関する  
責任体制を整備する必要があるにかんがみ、こ  
の際、従来から責任関係に明確を欠くきらいのあ  
りました中央人事行政機構を改編整備することと  
いたしました次第であります。

以下、改正案の主要な点についてその概要を簡  
単に御説明いたします。

まず、職員団体に関する一節を第九節として新  
たに設け、職員団体に関する事項で現在国家公務  
員法中職務事項として規定されているもの及び人  
事院規則で規定されているものをまとめてこの  
節に法定することといたしました。第一に、職員  
団体の定義を設け、その目的及び性格を明確に規  
定し、第二に、職員の団結権について規定いたし  
ました。ここで従来と異なります点は、条約の趣  
旨にかんがみ、警察職員等団結を禁止される職員

のうちから消防庁の職員を除くこと、及び管理も  
しくは監督の地位にある職員または機密の事務を  
取り扱う職員とこれらの職員以外の職員とは、同  
一の職員団体を組織することができないこととす  
るほか、次に述べる登録制度との関係において、  
その身分について係争中の離職者等の職員団体加  
入及び職員でない者の職員団体の役員就任が否定  
されることのないように改めることとあります。

第三に、職員団体の登録制度及び職員団体の交渉  
につきまして、その手続及び要件等必要な事項を  
法定することといたしました。新たに法定される  
こととなるものの内容は、現在人事院規則で定め  
られております事項とおおむね同様でございます。  
第四に、公務員は、本来その職務に専念すべ  
き義務を有している基本的性格にかんがみ、職員  
団体の業務にもつばら従事することができないも  
のといたしました。所轄庁の長が相当と認め  
許可を与えた場合においては、職員としての在職  
期間を通じて三年をこえない範囲で、登録された  
職員団体の役員としてその業務にもつばら従事す  
ることができるといたしました。なお、この  
法律施行後二年間は、経過措置として従前の例に  
より登録された職員団体の業務にもつばら従事で  
きることにいたしました。

次に、人事行政機構の改正であります。新た  
に内閣総理大臣を中央人事行政機構の一つとし、  
現在人事院の所掌とされている国家公務員の能  
率、厚生及び服務に関する事務の一部並びに大蔵  
大臣の所掌とされている退職手当及び特別職の国  
家公務員の給与に関する事務等を所掌するほか、  
各行政機関が行なう人事管理に関する方針、計画  
等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行な  
うことといたしました。これに伴い、これらの事  
務について内閣総理大臣を補佐する総務府総務長  
官は國務大臣をもって充てることに改め、総務府  
総務副長官を一人増員するとともに、その事務を  
担当する部局として総務府に人事局を設置するこ  
とといたしました。

なお、人事院につきましては、若干の所掌事務  
を内閣総理大臣に移管することといたしましたほ  
かは、すべて現行どおりこれを存置することとい  
たしております。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、国  
家公務員法及びその他の関係法律の改正を行なう  
とともに、必要な経過措置を規定いたしましたも  
のであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あら  
んことをお願い申し上げます。

○大橋委員長 次に、自治大臣吉武恵市君。  
○古武國務大臣 地方公務員法の一部を改正する  
法律案につきまして、その提案の理由及び概要を  
御説明申し上げます。

この改正案は、今回、結社の自由及び団結権の  
保護に関する条約(第八十七号)を批准することと  
するに際しまして、同条約の趣旨を実現するた  
め、国家公務員の職員団体に関する規定の改正に  
準じて、地方公務員の職員団体に関する規定を改  
正するとともに、これに関連して所要の規定の整  
備を行なうとするものであります。

第一に、職員団体とは、職員が、その勤務条件  
の維持改善をはかることを目的として組織する団  
体またはその連合体をいふものとし、その性格を  
明らかにいたしましたこととあります。また、第八十  
七号条約の趣旨にかんがみ、職員団体がその目的  
を達成するために必要な要件である自主性を確保  
するため、管理もしくは監督の地位にある職員ま  
たは機密の事務を取り扱う職員と、これらの職員  
以外の職員とは、同一の職員団体を組織すること  
ができないものとしたのであります。

第二は、職員団体の登録についてであります。  
職員団体が所定の要件に適合している場合には、  
一定の手続によって登録される現行法のたてまえ  
は変更いたしておりませんが、登録に関する事務  
は、人事委員会を置かない地方公共団体において  
は公平委員会が行なうことといたしました。な  
お、第八十七号条約の趣旨とする代表者自由選出

の原則に照し、職員でない者の役員就任を認めて  
いる職員団体をそのゆえをもって登録の要件に適  
合しないものと解してはならないことを明らかに  
いたしております。

第三は、職員団体の交渉についてであります。  
地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体が  
ら適法な交渉の申し入れがあつた場合において  
は、その申し入れに応ずべき地位に立つものと  
し、交渉の対象とすることができない事項、職員  
団体が交渉することのできる当局を明確にいたし  
ますとともに、交渉に当たる者、その員数、議  
題、時間、場所その他交渉が正常に行なわれるた  
めに必要な手続及び条件を規定し、交渉における  
秩序を確保し、よき労働慣行の確立に資すること  
といたしましたのであります。

第四は、在籍専従制度についてであります。職  
員は、その職務に専念すべき義務を負う公務員と  
しての基本的な性格にかんがみ、職員団体の業務  
にもつばら従事することができないものとしたし  
ましたが、登録を受けた職員団体の役員として  
もつばらその業務に従事することについては、任命  
権者が相当と認めて許可を与えたときは、この限  
りでないものとしたのであります。在籍専従  
の期間は、職員としての在職期間を通じて三年を  
こえることができないこととするともに、在籍  
専従職員は休職者とし、休職者とされている期間  
は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入  
しないものとしたのであります。なお、この法律施行  
後二年間は、従前の例により、在籍専従を許可す  
ることができるとする旨の経過措置を設けることと  
いたしております。

第五は、職員の給与の支払いに関する事項であ  
ります。職員に対する給与の支払いについては、  
労働基準法に定められておりますが、この改正案  
においては、国家公務員の場合と同様のたてまえ  
で、給与の支払いについての原則を地方公務員法  
自体において規定することといたしましたのでありま  
す。

以上のほか、地方公務員の職員団体に關する規定の改正に伴い、教育公務員特例法の一部を改正する等所要の規定の整備をはかることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大橋委員長 以上をもちまして、各案件の趣旨の説明は終わりました。

質疑は次会に譲ります。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会





第二類第七号

國際労働条約第八十七号等特別委員会議録第二号 昭和四十年四月六日

昭和四十年四月八日印刷

昭和四十年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局